令和４年度都市整備局会計年度任用職員（アシスタント職）募集要項

項　　目	内　　容
職名	都市整備局アシスタント職員（一般業務）
任用根拠	地方公務員法第２２条の２第１項第１号に基づく会計年度任用職員
任用期間	令和４年６月１日から令和５年１月３１日まで ※　採用後原則１月は条件付採用期間となります。条件付採用期間中の勤務実績が良好である場合に本採用となります。 ※　任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、４回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 　なお、期間を定めた任用であり、令和５年２月１日以降の任用を保障するものではありません。
勤務職場	東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課 東京都立川市錦町４－６－３　東京都立川合同庁舎２階
職務内容	建築指導第一課の業務に関する事務補助（建築計画概要書、建築確認システム及び台帳のデータ整合・確認作業並びに書類整理）、その他課内事務補助
応募資格・求められる能力	次の要件をすべて満たすこと。 ① パソコン（Excel、Word、Access）を使用したデータ入力、入力内容と紙情報との突合作業、書類整理等の事務処理を正確・迅速に行うことができる。 ② 個人情報保護及び情報セキュリティ対策の重要性を認識し、誠実に業務に取り組み、正確な事務処理ができる。 ③ 指示された内容を理解し、協力的・積極的かつ好感を与える態度で業務に取り組むことができる。 ④ 服務規律及び職場ルールを遵守して業務に取り組むことができる。 ⑤ 健康で、かつ、意欲をもって職務を遂行すると認められること。 ⑥ 地方公務員法第１６条に定める採用に関する欠格事由に該当しないこと。 ⑦ 災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できること。
勤務日数	月１６日 閉庁日：土・日・祝日、年末年始（12/29-1/3）
勤務時間	午前８時３０分から午後５時１５分まで 又は午前９時００分から午後５時４５分まで ※　原則、所定勤務時間を超える勤務はありません。ただし、業務の必

	要上やむを得ない場合、所定勤務時間を超える勤務となる可能性があります。
休憩時間	正午から午後１時００分まで
休暇等	（有給） 　年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、夏季休暇 （無給） 　育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業 ※　一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与します。
報酬額	時間額　１，０９０円（改定される場合あり） 通勤手当相当額を別途支給（上限２，６００円／日） ※　一定の要件を満たす場合、期末手当を支給します。
社会保険	健康保険、介護保険（４０歳以上）、厚生年金保険及び雇用保険を適用 ※　一定の要件を満たす場合、適用されます。
応募方法	○応募方法 　「会計年度任用職員申込書」（東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課及び管理課で配布するほか、都市整備局ホームページからもダウンロードできます。）に必要事項を記入の上、次のとおり郵送又は持参してください。なお、応募書類は返却いたしません。 ○応募期間 　令和４年４月１８日（月）から令和４年４月２６日（火）まで 　（持参受付：平日の午前９時から午後５時まで） 　（郵送受付：最終日は午後５時必着） ○送り先及び持参場所 　〒１９０－００２２ 　東京都立川市錦町４－６－３　東京都立川合同庁舎２階 　東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課事務担当 　※封筒に赤字で「アシスタント職応募」と明記してください。
選考方法	○選考方法 　第一次選考：書類選考 　第二次選考：面接（令和４年５月上旬に立川庁舎で実施予定） ○合否 　本人宛郵送により通知します。 　なお、選考経過及び結果に関する問い合わせには、一切応じません。

問い合わせ	○職務内容に関すること 〒１９０－００２２ 東京都立川市錦町４－６－３　東京都立川合同庁舎２階 東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課事務担当　金子 電話０４２－５４８－２０４４ ○任用に関すること 〒１９０－００２２ 東京都立川市錦町４－６－３　東京都立川合同庁舎２階 東京都多摩建築指導事務所管理課管理担当　市川 電話０４２－５４８－２０２５